第４１号議案

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　多機能型　生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号。以下「省令」という。）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援Ａ型（省令第６条の１０第１号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援Ｂ型（同条第２号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　多機能型　生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号。以下「省令」という。）第６条の６第１号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第２号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援Ａ型（省令第６条の１０第１号に規定する就労継続支援Ａ型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援Ｂ型（同条第２号に規定する就労継続支援Ｂ型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発

達支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）**第６条の２の２第２項**に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第３項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第４項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業**、居宅訪問型児童発達支援（同条第５項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業**及び保育所等訪問支援（**同条第６項**に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。	達支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）**第６条の２第２項**に規定する児童発達支援をいう。**以下同じ。**）の事業、医療型児童発達支援（同条第３項に規定する医療型児童発達支援をいう。**以下同じ。**）の事業、放課後等デイサービス（同条第４項に規定する放課後等デイサービスをいう。**以下同じ。**）の事業及び保育所等訪問支援（**同条第５項**に規定する保育所等訪問支援をいう。**以下同じ。**）の事業のうち２以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。
２　（略）	２　（略）
（職場への定着のための支援の実施） **第４３条の２　生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。**	
（基本方針） 第５０条　自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第６条の６第１号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	（基本方針） 第５０条　自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう**、省令第６条の７第１号に規定する者に対して**、省令第６条の６第１号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
（準用） 第５４条　第１０条、第１１条、第１３条から第１８条まで、第２３条、第２５条から第３１条まで、第３４条から第４０条まで及び**第４３条の２**から第４８条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第１０条第２項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第１１条第２項及び第４項から第６項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第７項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「６月」とあるのは「３月」と、	（準用） 第５４条　第１０条、第１１条、第１３条から第１８条まで、第２３条、第２５条から第３１条まで、第３４条から第４０条まで及び**第４４条**から第４８条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第１０条第２項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第１１条第２項及び第４項から第６項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第７項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「６月」とあるのは「３月」と、同条

同条第９項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第３１条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号中「第２５条第３項」とあるのは「第５４条において準用する第２５条第３項」と、同項第３号中「第２７条第２項」とあるのは「第５４条において準用する第２７条第２項」と、同項第４号中「第２９条第１項」とあるのは「第５４条において準用する第２９条第１項」と読み替えるものとする。	第９項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第３１条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第２号中「第２５条第３項」とあるのは「第５４条において準用する第２５条第３項」と、同項第３号中「第２７条第２項」とあるのは「第５４条において準用する第２７条第２項」と、同項第４号中「第２９条第１項」とあるのは「第５４条において準用する第２９条第１項」と読み替えるものとする。
（基本方針） 第５５条　自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第６条の６第２号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	（基本方針） 第５５条　自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう**、省令第６条の７第２号に規定する者に対して**、省令第６条の６第２号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
（準用） 第５９条　第１０条、第１１条、第１３条から第１８条まで、第２３条、第２５条から第３１条まで、第３４条、第３６条、第３８条から第４０条まで、**第４３条の２**から第４８条まで、第５２条及び第５３条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第１０条第２項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第１１条第２項及び第４項から第６項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第７項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「６月」とあるのは「３月」と、同条第９項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第３１条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第２号中「第２５条第３項」とあるのは「第５９条において準用する第２５条第３項」と、同項第３号中「第２７条第２項」とあるのは「第５９条において準用する第２７条第２項」と、同項第４号中「第２９条第１項」とあるのは「第５９条において準用する第２９条第１項」と読み替えるものとする。	（準用） 第５９条　第１０条、第１１条、第１３条から第１８条まで、第２３条、第２５条から第３１条まで、第３４条、第３６条、第３８条から第４０条まで、**第４４条**から第４８条まで、第５２条及び第５３条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第１０条第２項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第１１条第２項及び第４項から第６項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第７項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「６月」とあるのは「３月」と、同条第９項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第３１条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第２号中「第２５条第３項」とあるのは「第５９条において準用する第２５条第３項」と、同項第３号中「第２７条第２項」とあるのは「第５９条において準用する第２７条第２項」と、同項第４号中「第２９条第１項」とあるのは「第５９条において準用する第２９条第１項」と読み替えるものとする。

（通勤のための訓練の実施） **第６３条の２　就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。** （準用） 第６８条　第１０条、第１１条、第１３条から第１８条まで、第２３条、第２５条から第３１条まで、第３４条から第４０条まで、第４２条**、第４３条、第４４条**から第４８条まで及び第５２条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第１０条第２項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第１１条第２項及び第４項から第６項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第７項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「６月」とあるのは「３月」と、同条第９項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第３１条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第２５条第３項」とあるのは「第６８条において準用する第２５条第３項」と、同項第３号中「第２７条第２項」とあるのは「第６８条において準用する第２７条第２項」と、同項第４号中「第２９条第１項」とあるのは「第６８条において準用する第２９条第１項」と、第３６条第１項中「生活介護事業者」とあるのは「就労移行支援事業者（認定就労移行支援事業所に係るものを除く。）」と、「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。	（準用） 第６８条　第１０条、第１１条、第１３条から第１８条まで、第２３条、第２５条から第３１条まで、第３４条から第４０条まで、第４２条から第４８条まで及び第５２条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第１０条第２項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第１１条第２項及び第４項から第６項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第７項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「６月」とあるのは「３月」と、同条第９項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第３１条第２項第１号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第２号中「第２５条第３項」とあるのは「第６８条において準用する第２５条第３項」と、同項第３号中「第２７条第２項」とあるのは「第６８条において準用する第２７条第２項」と、同項第４号中「第２９条第１項」とあるのは「第６８条において準用する第２９条第１項」と、第３６条第１項中「生活介護事業者」とあるのは「就労移行支援事業者（認定就労移行支援事業所に係るものを除く。）」と、「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。